

日本小児血液・がん学会「日本小児血液・がん専門医研修施設」
申請条件について（日本小児血液・がん学会ホームページより抜粋）

1. 小児血液・がん指導医または暫定指導医が1名以上常勤で勤務していること。
2. 小児がん認定外科医が常勤で勤務していること。規則施行日から5年間は小児外科専門医で可とする。また、非常勤または診療協力施設(*)での常勤でも可とする。（規則施行日とは平成23年（2011年）4月1日です。）
3. 放射線診断専門医または放射線治療専門医が常勤で勤務していること。規則施行日から5年間は非常勤または診療協力施設(*)での常勤でも可とする。放射線治療が自施設、または、診療協力施設(*)でできること。
4. 病理専門医は常勤で勤務していること。規則施行日から5年間は非常勤でも可とする。
5. 自科が骨髄移植推進財団認定施設またはさい帯血バンクネットワーク登録施設であること(**)。診療協力施設がこの条件を満たすことでも可(*)。
6. 直近の3年間に細則第22条に示す診療実績（初発診療例）があること。直近の3年間とは、2009年1月1日から2011年12月31日までの期間です。2012年1月1日から2012年6月30日までの期間の診療実績は算定されません。
7. 診療実績に示す初発症例は本学会の小児がん全数把握登録事業または小児血液疾患登録事業に登録されていること（必須）(***)。移植症例については造血細胞移植登録一元管理プログラム（以下、TRUMP）に登録されていること。移植症例については診療協力施設での登録でも可。
8. 本学会が定める研修プログラム作成要項に基づいて研修プログラムが作成され公表されていること。自施設で完結しない項目については、他の専門医研修認定施設と連携して補完し(****)、全ての研修プログラムを満たすこと。
9. 院内倫理審査委員会が開催され、同委員会により承認された臨床試験に参加していること。
10. 院内の関連部門が参加する小児がんカンファランスまたはこれに準じるもののが定期的に開催され、会議録が保存されていること。
11. 緩和ケアチームが活動していること。

12. 以下に示す小児患者の療養環境が整えられていること。①保育士またはチャイルドライフスペシャリスト等の子ども療養支援担当者の配置、②院内学級または訪問教師による教育支援、③家族の長期滞在施設またはこれに準じる設備が利用できること。（①②③は、いずれか一つ以上が満たされていればよい。）

*：診療協力施設とは、自施設単独では患者の診療が行えない場合に、予め登録された診療協力施設と協力して診療を行う施設のことです。これには、自施設には常勤非常勤を問わず小児外科専門医が不在の場合・自施設には常勤非常勤を問わず放射線診断専門医および放射線治療専門医が不在の場合・自科が骨髄移植推進財団認定施設またはさい帯血バンクネットワーク登録施設ではなく自科で同種移植診療ができない場合があります。診療協力施設は、専門医研修施設であることを問い合わせません。しかし、診療協力施設の登録にあたっては、予め当該施設長の了解を得なければなりません。（当該施設長の了解を証明する書式は不要です。）

**：自施設ではなく、自科が骨髄移植推進財団認定施設またはさい帯血バンクネットワーク登録施設であることが必要です。内科あるいは幹細胞移植科などと合同で登録されている場合には認められます。その場合には合同で登録している旨のコメントを記載してください。

***： 固形腫瘍は、本学会の「 固形腫瘍登録システム」から登録を行ってください。また、造血器腫瘍性疾患および非腫瘍性血液疾患は、本学会の「OSCR PTOSH」上の「日本小児血液・がん学会 新規疾患登録」で登録を行ってください。

「申請エントリー」のウェブ申請の際の「診療実績登録」の「症例のID番号」欄には、 固形腫瘍の場合には、日本小児血液・がん学会疾患登録 固形腫瘍の登録番号をお書きください。（C100101 など）

また血液疾患の場合は、旧小児血液学会による小児血液腫瘍性疾患登録の学会登録番号（JPLSG登録コードは不可）（L100101）、または小児非腫瘍性血液疾患登録の学会登録番号（H100101 など）、または新学会による登録番号である JSPHO 番号（11654 など）をお書きください。

造血細胞移植例はTRUMP登録に基づく一元管理番号をお書き下さい。

学会統合に伴い小児血液疾患登録をPTOSHに変更した時に、血液疾患の方は、H～とかL～という番号（H110120, L110011 など）の使用は終了いたしました。

新しい日本小児血液・がん学会疾患登録では、これまでに登録されていた患者にも新たに JSPHO 番号として通し番号が付与されています。(10436、10525 など)

一方、 固形腫瘍疾患の登録はこれまでのよう C～番号が付与され、すでに登録済みの患者は以前の番号のままであります。(C125102、C125110 など)したがいまして、今回の専門医研修施設認定申請で登録される診療実績の「症例の ID 番号」は、血液疾患では原則として新しい JSPHO 登録番号を使用してください。ただし暫くの間は古い H～や L～番号のどちらでも申請は可能です。

固形腫瘍はこれまで通りの C～です。また、TRUMP の番号はこれまで通りです。

* * * * : 研修プログラムに規定する研修内容は、専門医認定申請の際に申請要件として認められるように配慮して規定をしてください。自施設で研修が行えない疾患の研修は、他施設で行えるように規定してください。この場合の他施設を研修連携施設と呼びます。その際、腫瘍性疾患については認定専門医研修施設で経験(診断および治療)した症例でなければ認められませんので、研修連携施設は認定専門医研修施設であることが必要です。しかし、非腫瘍性血液疾患あるいは造血幹細胞移植については、指導医(暫定指導医)のもとで経験した症例であれば施設(あるいは科)を問い合わせませんので、研修連携施設(科)は認定専門医研修施設でなくても認められます。